

令和5年度第122回船橋市開発審査会会議録

(令和5年5月26日作成)

1. 開催日時 令和5年4月19日(水)
午後3時30分～午後5時00分
2. 開催場所 船橋市役所 職員研修所 501研修室
3. 出席者
 - (1) 委員 櫻井会長、大辻会長職務代理者、寺木委員、田中委員、豊田委員
 - (2) 処分庁 木村建築部長、吉田課長、京極課長補佐、高橋審査係長
 - (3) 事務局 森内課長補佐、矢川相談係長、高橋主任主事、村田主事
4. 欠席者 なし
5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - 第1号議案 船橋市開発審査会長の選出について【公開】
 - 第2号議案 船橋市開発審査会長職務代理者の指名について【公開】
 - 第3号議案 船橋市開発審査会提案基準の一部改正について【非公開】
 - 第4号議案 審査請求について【非公開】

(非公開の理由)

船橋市情報公開条例第7条第2号、第3号及び第5号にて定める不開示情報を取り扱うことから、同条例第26条第2号の「不開示情報が含まれる事項について審議」及び第3号の「公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」に該当するため、船橋市開発審査会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、非公開とする。
6. 傍聴者数 0人
7. 決定事項
 - 第1号議案は、櫻井慎一委員(建築)が会長に選出された。
 - 第2号議案は、大辻寛人委員(法律)が会長職務代理者に選出された。
 - 第3号議案は、承認とした。
 - 第4号議案は、報告を行った。
8. 議 事 別紙「令和5年度第122回船橋市開発審査会議事録」の通り

9. 資料・特記事項

第1号議案書

①船橋市開発審査会委員名簿

第2号議案書

第3号議案書

①諮問書写し ②諮問理由書 ③改正案・新旧対照表

第4号議案書

①報告書 ②審査請求書 ③裁決書 ④裁決に関する意見書

⑤無効通知

10. 会議録署名委員 大辻委員、田中委員

11. その他 次回の開催予定について

12. 問い合わせ先 船橋市建築部宅地課内 船橋市開発審査会事務局
(電話：047-436-2695)

別紙「令和5年度第122回船橋市開発審査会議事録」

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第122回船橋市開発審査会を開催させていただきます。

本日は、船橋市開発審査会の11期目の最初の会議になります。

まず、会議に入ります前に宅地課長より新任の委員のご紹介をさせていただきます。

【事務局】

宅地課長、吉田です。

本日はご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

平成27年よりご尽力いただきました中山委員がご退任され、新たに豊田委員が本年4月1日付でご就任されましたことをご報告いたします。

つきましては、豊田委員より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【豊田委員】

ただいまご紹介いただきました豊田でございます。

先ほどお話が出ておりますが、私、6年前に建築部長をしております、皆さんにご厄介になっていたところでございます。引き続き、今度は委員という立場で頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、令和5年4月1日の人事異動により職員の異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

まず、私の左手になります、建築部長の木村です。

【事務局】

木村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

審査係長が新たに変わっていますので、ちょっとお待ちください。

審査係長の高橋です。

【事務局】

4月から審査係長になりました高橋と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、会議に入らせていただきます。

本日は、第1号議案、船橋市開発審査会長の選出について、第2号議案、船橋市開発審査会長職務代理者の指名について、第3号議案、船橋市開発審査会提案基準の一部改正について、第4号議案、審査請求についての4議案となっております。時間は、5時頃までの1時間30分程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の市側の職員につきましては、第2号議案までは開発審査会の事務局として出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議の公開・非公開の別についてであります。第1号議案及び第2号議案においては、船橋市情報公開条例第26条並びに船橋市開発審査会運営要綱第4条第1項の規定に基づき公開となり、第3号議案及び第4号議案においては、船橋市情報公開条例第7条第2号、第3号及び第5号にて定める不開示情報を取り扱うことから、同条例第26条第2号及び同第3号に該当するため、船橋市開発審査会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、非公開となります。

なお、本日の第1号議案及び第2号議案の傍聴人はおりません。

次に、会議の成立について確認させていただきます。

本日は、5名の委員のご出席となりますので、船橋市開発審査会条例第5条第2項の会議成立要件を満たすことから、本審査会が成立したことを確認いたしました。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本審査会は、船橋市開発審査会条例第5条第1項の規定により会長が議長となることになっておりますが、11期目の最初の審査会でありますので、会長が選任されるまでの間、恐れ入りますが建築部長が仮議長として議事の進行をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(承諾の返事あり)

【事務局】

それでは、ご承諾をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

【仮議長】

それでは、会長が選任されるまでの間、仮議長としまして議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「船橋市開発審査会長の選出について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第1号議案についてご説明させていただきます。

第1号議案、議案名、船橋市開発審査会長の選出について。

内容、会長を委員の互選により定めるものである。

理由、船橋市開発審査会条例第4条第1項の規定による。

第1号議案につきましては、船橋市開発審査会条例第4条第1項に「会長は委員の互選により定める」と規定されていることから、第1号議案「船橋市開発審査会長の選出について」を提出するものです。

以上が第1号議案の説明になります。

【仮議長】

ただいま事務局から説明がありました第1号議案についてでございますが、互選の方法につきましては推薦の方法でいかがでしょうか。

(承諾の返事あり)

【仮議長】

ご異議ないようですので、推薦のほうに移りたいと思います。

委員の皆様方、ご推薦のほうをよろしくお願いいたします。

【田中委員】

議長、よろしいでしょうか。

【仮議長】

どうぞ。

【田中委員】

審議員の田中でございます。

会長に櫻井慎一委員を推薦いたします。ご審議のほう、よろしく申し上げます。

【仮議長】

ありがとうございます。

櫻井委員に会長をお願いしたいということでご推薦がありました。

櫻井委員に会長を選任するということにつきまして決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(承諾の返事あり)

【仮議長】

ありがとうございます。

それでは、櫻井委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。

櫻井委員、お引受けいただくという形でよろしいでしょうか。

【櫻井委員】

はい、謹んでお受けいたします。

【仮議長】

ありがとうございます。

それでは、櫻井委員のほうに今、ご承諾いただきましたので、第1号議案につきましては、櫻井委員を会長に選任することと決定いたします。

仮議長の職につきましては、これをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

【事務局】

どうもありがとうございました。

それでは、会長が選任されましたので、櫻井会長に議長をお願いしたいと思えます。ご就任のご挨拶と以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【櫻井会長】

大変僭越ではございますけれども、ご推薦を頂戴しましたので会長をお引受けさせていただきます、本審査会の運営に尽力したいと思いますので、委員の皆様にはご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以降の議事を進行してまいりますので、よろしくお願い致します。

第2号議案の「船橋市開発審査会長職務代理者の指名について」に進ませていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第2号議案についてご説明させていただきます。

第2号議案、議案名、船橋市開発審査会長職務代理者の指名について。

内容、会長の職務を代理する委員を会長があらかじめ指名するものである。

理由、船橋市開発審査会条例第4条第3項の規定による。

第2号議案につきましては、船橋市開発審査会条例第4条第3項に会長の職務代理者は会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されていることから、第2号議案「船橋市開発審査会長職務代理者の指名について」を提出するものです。

以上が第2号議案の説明になります。

【櫻井会長】

ただいま事務局から説明がございましたとおり、会長の職務代理者は会長があらかじめ指名することになっております。

つきましては、引き続き大辻先生にお引受けいただきたいと思いますので、大辻

先生を指名させていただきたいと思います。

大辻先生、お引受けいただけますでしょうか。

【大辻委員】

お引受けいたします。

【櫻井会長】

ありがとうございます。

それでは、大辻委員にご承諾いただきましたので、第2号議案について、大辻委員を会長職務代理者とすることと決定いたします。大辻先生、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本審査会の運営に関する議案が終わりましたので、続いての審議に移りたいと存じます。

(第3号議案の審議以降 非公開)